

# ご家族登録サービス規約

はなさく生命保険株式会社

## 第1条（本規約の目的）

本規約は、はなさく生命保険株式会社（以下「会社」といいます。）が運営・提供するご家族登録サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に際しての取扱いを定めるものです。

## 第2条（本サービスの対象）

1. 本サービスは、契約者のうち、会社の認めたお客様を対象とします。また、本サービスの利用にあたり、家族の登録を行った契約者を「登録済契約者」とします。
2. 本サービスを利用する契約者が会社との間で新たに保険契約を締結した場合、または名義変更によって新たに契約者となる契約が発生する場合は、これらの契約に対しても本サービスは適用されます。

## 第3条（登録家族の指定範囲）

契約者は、日本国内に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する個人を「登録家族」として、1名登録することができます(以下登録された個人を「登録家族」とします。)。ただし、未成年者は除きます。

- (1) 契約者の配偶者または3親等内の親族
- (2) 契約者と同居または生計を一にしている者
- (3) その他保険契約維持の観点から会社が認めた者

## 第4条（サービスの概要）

1. 会社は、登録済契約者の権利行使を補助するために必要な場合に、登録家族に対し、登録済契約者の以下の項目を開示します。
  - (1) 保険契約の特定に必要な項目
  - (2) 保険契約の内容に関する項目
  - (3) その他会社が必要と認めた項目
2. 登録済契約者と会社との間で締結されている契約の中に本サービスが適用される契約が1つでも存在するときは、新たにお申込み手続き中の場合であっても、当該契約に関して、前項と同様の条件・範囲で、登録家族に対して情報を開示します。
3. 会社が登録家族に対して連絡をした際、会社は第1項と同じ範囲で、契約内容を開示する場合があります。
4. 会社は、登録家族に対して、以下の場合に連絡をすることがあります。
  - (1) 緊急時（大規模災害等）の安否確認のため、会社が登録済契約者と連絡が取れな

い場合

- (2) 給付金等の支払い等に関する通知物が登録済契約者に届かず、登録済契約者と連絡が取れない場合
  - (3) 契約内容・支払手続き内容に関する通知物が登録済契約者に届かず、登録済契約者と連絡が取れない場合
  - (4) 第 1 号から第 3 号に準じると会社が判断した場合
  - (5) 登録済契約者からの申出により本サービスの対象契約の契約内容を説明する場合
  - (6) その他会社が登録済契約者に有用と判断し、契約内容や会社商品・サービスに関するご案内をする場合
5. 会社は、登録家族から会社に請求書類等の送付依頼があった場合、会社の定める範囲で受け付けます。ただし、送付先は原則として登録済契約者の連絡先とします。

#### 第 5 条（家族情報の登録・変更・削除について）

- 1. 登録済契約者は、本サービスの提供を受けるため、登録済契約者の連絡先等の個人情報登録家族が会社に開示することについて同意することを要します。
- 2. 登録済契約者は、以下の事項について、登録家族として登録する者の同意を得ることを要します。
  - (1) 登録済契約者および登録家族が本サービスを利用すること
  - (2) 以下の情報を「登録家族に関する情報」とし、これを会社へ開示・登録すること
    - ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④登録済契約者との続柄 ⑤住所 ⑥電話番号
    - ⑦指定理由（ただし、第 3 条第 3 号に該当する場合に限りです。）
  - (3) 会社より連絡を行う場合があること
  - (4) 会社が第 10 条に定める範囲で登録家族の情報を利用すること
  - (5) 会社が登録済契約者、契約関係者（被保険者、受取人、指定代理請求人）に対し、登録家族の氏名などを開示する場合があること
- 3. 登録済契約者は、登録家族に関する情報に変更があった場合は、登録家族の同意を得たうえで、会社の定める方法により変更後の情報を直ちに会社に通知することを要します。
- 4. 登録家族から会社の定める方法により直接会社に同人の情報に関する変更・削除について請求があった場合、会社は会社の定める範囲で変更があったものとして取り扱います。
- 5. 登録済契約者は、第 3 条に定める範囲内において、新たに登録家族として登録しようとする個人の同意を得たうえで、会社の定める方法により登録家族を変更することができます。
- 6. 登録家族が第 3 条に該当しなくなった場合は、登録済契約者は直ちに会社にサービス

の停止または前項に該当する別の方への変更を申出することを要します。

7. 登録済契約者が登録家族の情報の削除を希望する場合は、会社の定める方法により連絡することを要します。
8. 登録家族の情報が登録・変更・削除された際、その情報を会社が定める方法で契約者に通知します。

#### 第6条（利用期間）

1. 登録済契約者は、第5条2項に定める同意を得たうえで、会社において、登録家族の登録が完了した時点から本サービスを利用することができます。
2. 会社は、次のいずれかに該当した場合、登録済契約者に対する本サービスの提供を停止します。
  - (1) 登録済契約者が会社所定の手続きにより、本サービスの利用の停止を申出たとき
  - (2) 登録済契約者または登録家族が次のいずれかに該当する場合
    - ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (3) 登録家族が登録されている保険契約について、以下のいずれかにより登録済契約者の情報が消滅したとき
    - ①解約・死亡保険金支払い等により保険契約が消滅したとき
    - ②登録済契約者が契約者の変更を行ったとき
  - (4) 登録家族から登録情報削除の申出があり、登録情報を削除したとき
  - (5) その他会社が必要と認めたとき
3. 前項の規定により本サービスの利用を停止した場合、または第5条第3項の規定により登録済契約者が登録家族を変更した場合、登録済契約者から登録家族へ連絡するものとし、会社は既に登録されていた登録家族に登録が取消された旨を通知しません。

#### 第7条（本サービスの中断および停止）

1. 会社は、次の場合には、事前に通知することなく本サービスの全部または一部を中断することがあります。
  - (1) 本サービスの提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該施設等に障害が発生した場合
  - (2) 天災・災害その他のやむを得ない事由により本サービスの提供が出来ない場合

- (3) その他、会社が本サービスを中断する相応の事由があると判断した場合
2. 登録済契約者は、会社が交付した通知または書類が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに会社に通知することを要します。この通知を受けたときは、直ちに本サービスの停止措置を講じます。

#### 第8条（会社の免責）

登録済契約者または登録家族が本規約に反した時は、そのために生じた登録済契約者、または登録家族にかかる損害については、会社は責任を負いません。

#### 第9条（規約の変更、廃止）

1. 会社は、登録済契約者の事前の承諾なしに本規約を変更または廃止することができるものとします。この場合、会社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を会社のホームページ等で知らせるものとします。
2. 前項の場合、変更日以降は変更後の本規約を適用し、廃止日以降は本規約の適用を終了します。

#### 第10条（情報の利用）

会社は、契約者やその他契約関係者（登録家族を含む）の情報、保険契約の内容や本サービスの利用に係る過程で知り得た情報を、以下の目的で利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 日本生命グループ会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険業に関連・付随する業務

なお、会社の個人情報の取扱いについては、会社ホームページ

(<https://www.life8739.co.jp/>) をご覧ください。

2022年12月1日制定